

平成 30 年度公益社団法人日本栄養士会事業計画

公益社団法人日本栄養士会の平成 30 年度事業計画は、以下のとおりである。

I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

事業概要

本事業は、栄養の指導（栄養指導、栄養・食事療法を含む。以下、同じ。）および健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学および技術の振興を図るため、国民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、（1）としては、調査（および資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と栄養・食事療法に関する研究および技術開発などを行う。（2）としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1－1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータの構築を図り、その結果を実際の業務の遂行に反映する。

事業の趣旨等 近年、急激な少子・高齢社会が到来している。これに伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできている。このため、国民の健康増進、疾病的重症化予防のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。平成 30 年度は、戦略的に考えて、政策的に調査研究事業を行うこととする。その内容は、理事会で決定する。財源は会費とする。

1－2 国庫補助金等による事業

事業内容の要旨 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養の指導の実施し、高度な専門性を發揮できる管理栄養士を育成するため、それぞれ課題に対する実態調査、人材育成等を行う。

事業の趣旨等

栄養問題は、人の生命の保持に不可欠である。このために、活動分野も多岐にわたっているが、疾病、世代（着床（胎児期）から高齢者）に関する専門分野の高度化が求められる。昨年度までは、がん専門分野、腎臓病（CKD）分野、摂食嚥下リハビリテーション分野、在宅訪問分野における管理栄養士・栄養士業務の標準化を図り、患者の QOL 向上に貢献するための人材育成分野の事業を行ってきた。平成 30 年度は、厚生労働省の担当官と協議し、当該分野の専門性の検

討、およびその育成プログラムの確立により、実務において、より複雑でかつ困難な対象者への対応ができる管理栄養士の養成が期待できる。本事業の財源は、受託金による。

必要に応じ、また要請を受けて調査研究活動を行う予定である。財源は、厚生労働省、関係団体、企業等からの補助金、助成金、協賛金を受ける。厚生労働省補助金事業については、政府予算成立後に進めることとなる。

1－3 管理栄養士・栄養士の業務規範の作成

事業内容の要旨 平成26年度定時総会で承認された管理栄養士・栄養士倫理綱領の原案を基に、多くの意見を求め、具体的な項目を含めた体系的規範の策定を検討する。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行うヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもとでは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナルとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理をうけて、具体的な業務規範の策定を図る。なお、本事業は、就業者の業務の実体との整合性を図る必要があることから、策定まで一定の年数が必要となる。財源は会費とする。

1－4 国への栄養施策の提言活動

事業内容の要旨 栄養の指導の実務家の立場から、国の公衆衛生政策への提言等を行う。

事業の趣旨等 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見、およびこれに基づく調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき、国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は会費とする。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2－1 栄養に関するシステム利用・活用の促進と論文作成の支援

事業内容の要旨 栄養の指導に関する文献検索システムおよび栄養学の実践に関するデータベースの利用・活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

事業の趣旨等 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取り組みやそれらをとおして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、関係学会・機関等と連携しながら、栄養の指導に関する文献検索システムおよびPEN (Practice-based Evidence in Nutrition) の活用をとおして、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励するとともに、これらの学術論文化を推進する。なお、平成28年度に立ち上げたKNKプロジェクトにおいて、エビデンスの構築と普及に取り組む。

財源は会費および栄養士養成施設校の利用料とする。

2－2 栄養の指導に関する育英資金の支給事業

事業内容の要旨 志高く、前途有為な学生に管理栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために、育英資金（一人年間60万円を上限）を支給する。

事業の趣旨等 育英資金支給事業については、ホームページ等で公募し、応募する機会が管理栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催して選考するが、選考委員は中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者は公表する。財源は、河村育英資金（特定資産）および会費とする。なお、河村育英資金の支給については、返還を求めない。

2－3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

事業内容の要旨 書籍等の刊行物の監修等を行う。

事業の趣旨等 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は、会費および監修料等とする。

II 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりの心強い伴侶となる管理栄養士・栄養士等を育成するために、各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した質の高い栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようになることが事業の目的である。生涯教育制度は、（1）基幹教育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と、（2）拡充教育等（専門分野、特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯教育制度の一環としての卒後教育は、管理栄養士・栄養士養成課程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への教育を担う。また、生涯教育制度の一環として、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2事業を構成するものである。

1 生涯教育の基幹教育制度の運営事業

生涯教育の基幹教育制度は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各現場における専門職業人としての強靭な基礎能力を身につけさせることを目的とする。

1－1 基幹教育研修事業

事業内容の要旨 専門職は、自らの学術・技術の向上に努める必要がある。都道府県栄養士会と連携し、生涯教育を運営する。管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できる教育体制へ移行し

たことを受けて、本事業を推進する。

事業の趣旨等 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が適時的に的確な内容を身につけることができるよう、基幹教育制度の一環としての研修会（卒後教育に相当；基本研修、実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、(1)基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、および(2)都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援することの二つである。後者については、基幹教育制度の意義等についての共通認識の形成、体系的・系統的な標準的生涯教育プログラムの開発、都道府県栄養士会が効果的に研修会を実施するための企画立案や運営方法に関する工夫、教訓の集約と共有化などである。基本研修は各都道府県栄養士会単独または複数の栄養士会の協働で開催する。

基幹教育事業は、広く管理栄養士・栄養士を対象として実施する。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働して、可能な限りホームページ等で内容を周知することを配慮する。

講師に関して、基本研修は原則として実務経験豊富で指導力のある管理栄養士・栄養士が担当し、実務研修は関係学会等を含め各研修内容に関して高い知見を有する実務家や研究者等を起用する。本事業は、科学技術の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための教育制度である。財源は受講料、会費とする。

1－2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の活動は、地域での公衆衛生、医療機関（病院）、福祉施設、保育所、小・中学校、教育機関、各種給食施設など多岐にわたっている。そこで、基幹教育は、全ての領域に共通するものを基本研修とし、それぞれの活動領域別のものを実務研修とすることとする。認定は、8つの活動領域別に行うこととする。

活動領域（臨床・学校・健康スポーツ・給食管理・公衆・地域・福祉（高齢者・障がい、児童））別に、所定の課程を履修した者の申請に基づき、その活動領域における特質した知識・技能の修得や専門職としての責務の自覚の程度を審査し、適切な水準に達していると判定された者に、「認定管理栄養士」または「認定栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定管理栄養士・認定栄養士は、後継者養成、当該領域の指導的役割を担うものとする。対象は、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を主とする（参加資格に特別の制限は設けない）。

生涯にわたって自らの専門的な知識・技能を向上させ、専門職としての責務の自覚を深めていくことは、管理栄養士および栄養士の専門職としての最も基本的な義務である。本会は、管理栄養士および栄養士の一人ひとりが、その義務を実践するために、生涯にわたり学びを積み重ねていくことを支え、その努力が必要な質を伴った実りの多いものとなるよう、生涯教育の制度整備を行ってきた。その一環として、生涯教育の成果を客観的に判定してこれを公証することにより、生涯教育を経て優れた到達段階にある管理栄養士および栄養士が広く国民の多様な需要に高い質で応えていく状況を作り出そうとするものである。

認定制度を含む生涯教育において実施する各種の認定のあり方を評価し、必要な意見を述べる業

務を掌る生涯教育運営評価委員会を設置する。委員は必要な学識経験を有する委員（外部有識者含む）により構成される。また、人材育成事業部に、適格審査を掌る認定適格審査委員会を設置し、認定に係る適格審査と筆記試験の問題の作成及び決定と同試験の合否の判定、事例報告の考査と合否の判定等を行う。

認定にあたっては、審査が公正に行われるよう、申請者と直接の利害関係を有する者を除く等、審査委員の中立性を担保する方策を講ずる。

認定にかかる審査は、(1)申請書類の確認（書類審査）、(2)一次審査（筆記試験）、(3)二次審査（事例報告の考査）により合否を判定する。認定審査に係る基準はホームページ上で公開する。

財源は、申請者が負担する審査料、認定料および会費とする。

1－3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

事業内容の要旨 職業倫理について、現時点で正式には養成教育カリキュラムに取り入れられていないことから、基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士のあるべき姿や業務の本質論との関係、業務上の意義などを管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は基本的には生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページ等で職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。

広く管理栄養士・栄養士を対象として事業を実施する。研修会その他の企画については、ホームページ等で内容・日時・場所等を周知する。

講師や執筆者には、関係学会を含め、職業倫理に関して高い知見を有する研究者、実務家を起用する。財源は会費とする。

1－4 全国栄養士大会開催事業

事業内容の要旨 全国から管理栄養士・栄養士が集まり、管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき、栄養の指導に関する公衆衛生上の重要課題を協議し、課題への対応や実践の方法を共有する。

事業の趣旨等 平成30年度の全国栄養士大会は、7月28日～29日に神奈川県横浜市において開催する。財源は賛助会員の協賛金、会費、研修会等の参加費とする。

1－5 都道府県栄養士会との共同研修事業等

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務に密接に関連する最新かつ普遍的な課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得するために、都道府県栄養士会と協働して研修を行う。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士は、常に食と栄養の指導に関する最新の科学とその実用技術を身につけて、国民に対応することが求められる。また、栄養の指導の技法や手段に関連する知見、情報に関しても、活動する場を問わず把握し、理解しておくべきである。そこで、最新かつ重要で、管理栄養士・栄養士が広く共有する課題を取り上げて、実務に生かす方法を習得する機会を都道府県栄養士会と協働して設ける。財源は、会費、賛助会員の協賛金、受講料・参加費を予定する。

1－6 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士養成施設の卒業者向けに、専門職としての使命、業務遂行上の心構えに関する資料などを制作する。

事業の趣旨等 卒業者向けの資料は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材となる。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民ならびに地域に向けての社会活動や各職域における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つ。そして、「何を目標として、どのように働くべきか」といった、卒後の業務に反映することが期待できる。

リーフレットの配布対象は、管理栄養士・栄養士養成施設を卒業する者である。リーフレットの趣旨および希望者に提供する旨は、ホームページ等で明らかにしている。財源は会費とする。

2 拡充研修制度（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）の運営事業

基幹教育制度が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育制度は、各活動領域（管理栄養士・栄養士の就業の種別である職域に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障がい・児童）、フリー活動等）に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの活動領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の高度な専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

さらに、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキスパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

2－1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

事業内容の要旨 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認め登録する。登録にあたっては、一定の条件をさだめ、試験を実施するとともに、更新制を取り入れる。

事業の趣旨等 社会の変化に伴い、管理栄養士・栄養士の栄養指導や食事療法の技能を高度化させて対応すべき特定の業務が登場する。特定種類業務にかかる社会的な需要に応えるために、こ

れに必要とされる高度の専門知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成する。以下のとおりである。

2-1-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 厚生労働省が高齢者医療制度の1事業として生活習慣病の一次予防のために、特定健康診査・特定保健指導を実施している。特定保健指導は、特定健康診査により、メタボリック・シンドローム等の診断基準で生活習慣病予備群とされた者に対して、集団または個別支援を行い、発症を防ごうとするものである。特定保健指導担当管理栄養士登録制度は、特定保健指導のスペシャリスト育成のために実施している。指導事例のレポート提出により所定の審査を経て、特定保健指導担当管理栄養士を認め登録する。

事業の趣旨等 内臓脂肪型肥満により生じるメタボリック・シンドロームは糖尿病、高血圧、脂質異常症等の虚血性心疾患のリスクを高め、健康を蝕み人々の生活の質を低下させる。特定保健指導は、このようなメタボリック・シンドロームを予防し、リスクを減少させるために重要な介入手段である。しかし、生活習慣の変容には特定保健指導を担うことができる管理栄養士などの専門職の指導技術の担保が欠かせない。本事業は国民が安心して特定保健指導を受けることができるよう、専門職のスキルを認定し登録するものである。財源は、登録を受ける者の拠出する経費と会費とする。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 静脈経腸栄養療法スペシャリストの育成のために、静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士の認定・登録を行う。本制度は、登録希望者に所要の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例を提供させたうえ、技術を認め登録にかかる委員会においてこれを評価するとともに、所定の試験を実施し、合格と認められた者を静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士として認め登録するものである。

事業の趣旨等 病院に入院する患者は、しばしば栄養状態にも改善を要する課題を抱えている。そのことが、例えば、低栄養状態ゆえに手術に耐えられず、必要な手術ができないといった事態を招く。そこで、入院患者の静脈・経腸を含めた栄養管理・補給のエキスパートによる効果的な栄養療法の施術により、症状の悪化防止、治療の促進を図り、早期退院と患者の経済的な負担の軽減につなげることが期待される。

また近年、診療報酬において栄養サポートチーム加算制度が創設されるなど、栄養療法の専門的技術を持った管理栄養士の養成が急務となっている。本認定制度は医療技術の高度化と専門的技術の向上という社会の要望に沿った制度である。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、会費とする。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 スポーツ栄養、すなわちアスリートに対する栄養管理および運動に伴う栄養管理

のスペシャリスト育成のために、公益財団法人日本体育協会と共同で公認スポーツ栄養士の認定を行う。所要の研修を課し、修了者の修得状況を評価して公認スポーツ栄養士として登録する。研修については、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会が実施する。公認スポーツ栄養士の登録には更新制を採用する。

事業の趣旨等 スポーツに関して栄養の指導上、二つの社会的要請がある。一つは、現代人全般に関する要請である。交通機関等の移動手段の発達、家電等の利便機器の普及により、日々の生活を営む上での運動量の減少により、消費エネルギーの量が減少している。生活習慣病の予防等の見地からは、食事（摂取エネルギー）と運動（消費エネルギー）を適切に組み合わせた栄養の指導が求められる。もう一つは、アスリートに関する要請である。身体機能の向上や怪我の予防、治療の促進などのために、職業人、アマチュアの如何を問わず、スポーツ競技者に対する栄養食事指導の高度化を求める声がある。公認スポーツ栄養士の制度は、これらの社会的要請に応えるために設けたものである。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、公益財団法人日本体育協会の助成金、会費をあてる。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 在宅訪問栄養食事指導のスペシャリスト育成のために、所定の研修の修了者の中から、修得状況を評価して、日本在宅栄養管理学会と共同で、在宅訪問管理栄養士の認定を行う。在宅訪問管理栄養士の登録制度には、更新制度を採用している。

事業の趣旨等 高齢社会が到来するもとで、社会保障制度の維持には、在宅医療・在宅療養が求められており、必然的に、在宅で医療を受け療養する高齢者が増加することになる。在宅で医療を受け療養する高齢者の多くは、さまざまな疾病、身体的な障がい、口腔の問題等を抱えている。それぞれに固有の複合的な健康課題を持つ高齢者に対して、非医療空間にて、適正で効果的な栄養の指導を実施するには、そのための高度な専門的知識・技能が求められる。在宅訪問栄養食事指導のスペシャリストとして在宅訪問管理栄養士を登録することは、高齢社会における在宅医療の社会的要請に応えることができる。財源は、登録を受ける者の拠出する経費、会費とする。

2-1-5 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 平成25年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業としてがん領域に特化させ、その研修プログラムの構築をすすめてきた。平成26年度より「がん病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用にむけて学会と連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 がん医療の進歩を踏まえ、がん患者の栄養・食事療法に関する高度な知識・技術および臨床経験を備え、専門性を活かした適正かつ良質な栄養・食事療法を提供し、家庭・地域・医療および介護・福祉施設と連携をはかり、がん患者に貢献する管理栄養士を育成することにより、国民のがんに対する予防・治療・ケアに食と栄養の側面から寄与することで、がん診療の向

上と医療の適正化が図られることが期待される。財源は、共同認定を行う一般社団法人日本病態栄養学会と協議する。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-6 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用にむけて学会と連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 糖尿病に関する広い知識と技能を備えた、優れた管理栄養士を社会に送ることで、疾病予防、糖尿病重症化予防に貢献する。この目的達成のため、一般社団法人日本病態栄養学会と本会において、優れた管理栄養士を育成するため認定制度を発足した。また、一般社団法人日本糖尿病学会とも連携して、糖尿病に関する病態と栄養の知識と専門的技術を習得し、臨床経験を積んだ管理栄養士を『糖尿病病態栄養専門管理栄養士』として認定する。財源は、共同認定を行う一般社団法人日本病態栄養学会と協議する。

2-1-7 食物アレルギー管理栄養士・栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 食物アレルギー管理栄養士・栄養士は、根拠に基づいた診断と治療の最前線を学びながら現場を振り返り、リスクマネージメントを考慮した安全な食の提供と栄養教育をめざす専門家であり、日本アレルギー学会、日本小児アレルギー学会、日本小児臨床アレルギー学会の協力のもと実施する。

事業の趣旨等 食物アレルギーは原因食物や症状が多彩であることに加えて、大半の患者を寛解に導く根本的な治療法がなく、原因食物の回避が治療の基本となる。食物アレルギーに関する正しい知識と対応技術をもった管理栄養士・栄養士を育成するため、関連学会と連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムのあり方を検討する。財源は、研修会受講料、会費とする。

2-1-8 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定とし、摂食嚥下障害者の栄養・食事療法に関する、人材育成を進める。

事業の趣旨等 より高度な知識、技術と臨床経験を備え、管理栄養士としての専門性を生かした適正かつ良質な栄養・食事療法を提供し、家庭、地域、保健・医療、介護・福祉施設と連携を図り、摂食嚥下障害者の医療・福祉に貢献できる管理栄養士を育成する。財源は、研修会受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-9 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用に

むけて学会と連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 腎臓病に関する広い知識と技能を備えた、優れた管理栄養士を社会に送ることで、疾病予防、腎臓病重症化予防に貢献する。この目的達成のため、一般社団法人日本病態栄養学会と本会において、優れた管理栄養士を育成するため認定制度を発足した。また、一般社団法人日本腎臓病学会とも連携して、腎臓病に関連する病態と栄養の知識と専門的技術を習得し、臨床経験を積んだ管理栄養士を『腎臓病病態栄養専門管理栄養士』として認定する。財源は、共同認定を行う一般社団法人日本病態栄養学会と協議する。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-1-10 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

事業内容の要旨 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施に向けて、高度な専門性を發揮できる管理栄養士・栄養士の育成をすすめる。

事業の趣旨等 医療領域及び介護領域に限らず、地域社会から管理栄養士・栄養士に求められるニーズを把握し、課題分析を通じ、各専門領域において高度な知識や技術を有する者を育成する。国の動向や社会情勢を踏まえ、関係する団体、学会等と連携した育成プログラムの構築をすすめるとともに、仕組みや運営体制のあり方等を検討する。財源は、研修会受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会、特定保健指導担当管理栄養士研修会事業

事業内容の要旨 栄養サポートチーム担当者研修会は、栄養サポートチームにおいて管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるよう、厚生労働省が指定する所定の研修を実施する。また、特定保健指導担当管理栄養士研修会は、特定保健指導を担当する管理栄養士等の能力を育成するために、ニーズを踏まえ研修の実施を検討する。

事業の趣旨等 近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても、優れた成績が期待できるチーム医療の推進が必要とされている。管理栄養士を中心となって関わる栄養管理業務においても多職種で連携することが求められている。さらに、平成22年4月における診療報酬改定においては、栄養サポートチーム加算が新設された。栄養サポートチーム加算は、所定の研修を受けた医師・管理栄養士・看護師・薬剤師などからなるチームを編成し、栄養状態改善の取り組みが行われた場合に認められる。そこで、管理栄養士、薬剤師、看護師、その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、静脈・経腸栄養についての講義および認定教育施設における研修を行う。財源は、参加者の負担金とする。

また、特定保健指導担当管理栄養士には、その技術、能力の担保、統一性から、厚生労働省が認める研修の受講が求められている。近年、都道府県栄養士会での実施が激減していることから、昨年度に引き続き、参加希望者のニーズを受けて日本栄養士会主催で開催する予定である。

2-3 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

事業内容の要旨 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者が一堂に会し、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをとおして、これら指導者的立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

事業の趣旨等 平成 30 年度は、7 つの職域事業部では、各都道府県栄養士会を代表する 47 名の参加を得て、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月にかけて実施する予定である。財源は会費、受講料とする。

2－4 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

事業内容の要旨 職域事業部別に、当該職域の業務の特性に的確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

事業の趣旨等 平成 30 年度は、職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、およびその他の職域専門性の向上に関する事業、ならびにこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源は、参加費、協賛金、会費とする。

2－5 関連団体等との協働研修・研修支援事業

事業内容の要旨 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

事業の趣旨等 平成 30 年度も、産業栄養研究会と協調して開催することを予定する。また、必要に応じて、関連団体等と協働し事業を実施する。財源は、会費、参加費とする。

2－6 職域別の学習・教育用の教材および資料の制作事業

事業内容の要旨 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士および研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材および資料を制作する。

事業の趣旨等 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、各研修会で配布する。教材および資料は、管理栄養士・栄養士その他希望する者に提供される。会費を財源とする。

III 公3事業 食生活自律支援事業

事業の概要

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第 30 条の 2 第 1 項参照）を謳っており、本事業は、国民のかかる「自主的な努力」を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、食生活の自律を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3 事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食

の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。(3) 健康づくりと食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この3事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導と栄養・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するため、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

事業の趣旨等 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会がナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引し、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。一部の事業では業務報酬等を予定する。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

事業内容の要旨 都道府県内の栄養ケア・ステーションを統括するとともに、認定栄養ケア・ステーションの管理運営並びに業務の支援を行い、都道府県内の栄養ケア・ステーションのネットワーク形成と実効化（連携・協働化）を図るため、サポートを行う。

事業の趣旨等 都道府県栄養士会は、栄養士会主体型として栄養ケア・ステーション事業を行うと同時に、全国津々浦々の住民に実効的に栄養ケアを提供するため、個々の認定栄養ケア・ステーションの特性を把握し、連携するとともに、適切なコーディネートが求められる。各都道府県栄養士会は、会員数、組織体制に差があるが、全国のどこでも、栄養ケア・ステーションが住民に対して適切に機能するよう後方支援を行う。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションによる栄養ケアの取り組みに関し、実態の調査・研究、各種情報の収集・解析・提供、事業企画の立案と実施検証を行い、必要に応じ情報を公開し、あわせて人材育成事業へつなげる。

事業の趣旨等　　国の動向・方針を捉え、また有識者等からの意見を踏まえ、事業に適切に反映し、その情報を都道府県栄養士会へ適格に伝え、各地域において展開ができるよう取り組むとともに、全国の栄養ケア・ステーションの充足状況を把握し、ホームページ等による見える化を図る。また、認定栄養ケア・ステーションの全国における標準化を目指し、管理栄養士・栄養士の人材育成事業へもつなげる。

1－1－3 栄養ケア・ステーション認定制度

事業内容の要旨　　栄養ケア・ステーション事業は、栄養ケア・ステーションを、管理栄養士・栄養士の行う栄養ケア業務の地域拠点とすることによって、管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会の実現を目指すものである。

認定制度は、この規則に基づき認定を受けた認定栄養ケア・ステーションと本会及び各都道府県栄養士会の設置運営にかかる栄養ケア・ステーションを有機的に連携させ、地域住民の生涯にわたる実り豊かで健やかな生活の維持に貢献することができるよう、きめ細かく伸びやかな栄養ケアのネットワーク体制づくりに資するものである。

事業の趣旨等　　国民は、健康への意識は高いものの、健康情報はインターネットやテレビ等のマスメディアを通じての入手が高い割合であり、個々の課題に応じた内容とは言い難い。健康と食習慣との関係性は明白ではあるが、自分の健康や食生活について、相談できる場所がわからない状況にある。

そこで、管理栄養士・栄養士がいる場所を「栄養ケア・ステーション」として商標登録し、その名称を標榜する拠点を全国に整備することで、地域住民が気軽に相談できる環境整備を図ることとし、その拠点について、一定の要件を満たしていることを確認するため、栄養ケア・ステーション認定制度を創設する。

財源は、会費、認定に係る手数料とする。

1－2 地域住民のための栄養相談事業

事業内容の要旨　　国民（地域住民）からの食事や栄養にかかわる相談に応じて、個人の特性に対応した栄養ケア（栄養の指導、食事療法）の観点からの情報の提供や助言などを行う。

事業の趣旨等　　今日、正確でわかりやすく、日々の食生活や疾病の予防・治療・療養に生かすことのできる食事と栄養に関する知恵や知識を求める国民の声は、ますます大きくなっている。栄養ケア・ステーションで行う栄養ケアの必要な柱が、国民（地域住民）から寄せられる食事や栄養にかかわる多様な相談に応じることである。具体的には、電話での相談、各種催し物等での栄養相談、広報活動等である。

1－3 非常災害時の被災者の健康被害を回避するための栄養ケアに関する事業

1－3－1 被災地へのボランティア管理栄養士・栄養士の派出

事業内容の要旨 非常災害はいつ発生するかは予測ができない。そのため、この準備を行っておくことが重要である。非常災害はいったん発生すれば、広範な範囲で国民に甚大な健康被害をもたらす。特に、生命の維持には、適切な食事を摂取して必要なエネルギーを確保することが前提となる。各種支援事業を行うため、管理栄養士・栄養士を派出する。

事業の趣旨等 全国の管理栄養士・栄養士に災害支援のボランティアを募り、応募のあった者を登録したうえで派出する。派出された管理栄養士・栄養士は、被災者の健康保持・栄養改善のため、(1)在宅支援（医療・医師との連携）、(2)避難所支援（避難所等で居住する被災者への栄養・食事支援）、(3)施設支援（高齢者施設等での管理栄養士・栄養士の支援）などの任務に従事する。これらの活動内容は取りまとめ、今後に役立てることとする。事業の対象者は国民（被災者）である。

支援活動は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かして行う。財源には、会費を充てるとともに、支援金を募る。

1－3－2 被災者向け支援物資の調達

事業内容の要旨 被災者への食糧等の支援物資を調達するものである。

事業の趣旨等 本会は、被災者の栄養管理（食事療法）の観点から、被災地での食料供給状況の推移と、格別の疾患有さない被災者と、慢性疾患等に罹患し、あるいは、妊産婦や高齢の被災者それについて想定される心身と栄養の状態を踏まえて、必要な食料等を調達して被災地に送る活動を行う。

事業の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。

支援物資の調達は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かして行う。財源には、会費を充てるとともに、賛助会員からの物資提供、支援金を予定する。

1－3－3 災害支援管理栄養士・栄養士の育成にむけた準備活動（JDA-DAT 体制整備事業）

事業内容の要旨 災害支援管理栄養士・栄養士を育成するためその準備活動を行う。

事業の趣旨等 災害発生時に、直ちに、災害時被災者支援のノウハウや技術能力を身につける管理栄養士・栄養士（JDA-DAT）を派出して、迅速かつ効果的な被災者支援活動を行うことができるよう、所要の人的体制を日頃から整えておくとの方針から、災害支援管理栄養士・栄養士を育成する。その体制整備を図る活動として、(1)JDA-DAT 運営委員会等での検討、(2)エビデンス解析事業、(3)指定栄養士会への備品等の配置促進事業、(4)災害関連組織・団体等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、賛助会員からの協賛、会費および災害対策事業資金から拠出を予定する。

1－3－4 保育所を活用した生活不活発性病防止食事受け取りシステム構築事業（ほっこり・ふれあい食事プロジェクト）

事業内容の要旨 平成 26 年度、27 年度に復興庁補助金事業として展開してきた「保育所等と被災地域を結ぶ食事受け取りシステム」を、東北 3 県以外の地域として拡大させ、全国への事業展開をはかる。

事業の趣旨等 本事業は、仮設住宅から災害公営住宅等への移転が進む今、これらの地域における高齢者の新たなコミュニティ形成、健康増進等に向け実施したものである。東北発の本事業を機に、栄養と食をキーワードとした高齢者と子どもとのふれあいを全国レベルで展開することにより、孤食、生活不活発病予防等の課題に対して、適切な栄養管理と、高齢者の役割・生きがい等を創出するしくみを整備、強化することを目指す。事業内容は全国へ情報発信し、本事業により生まれる地域の元気と笑顔の“わ”をつなげる。財源は、会費とする。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上および実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2－1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2－1－1 健康づくり提唱のつどい

事業内容の要旨 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO 世界保健デーである 4 月 7 日を記念して毎年開催していたが、平成 30 年度は 7 月 28・29 日開催の「全国栄養士大会」に併催し「市民公開講座」とする。健康に関心を持つ国民を対象に、健康づくりには健全な食生活、適切な栄養摂取が欠かせないことから、健康および栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

事業の趣旨等 39 回目の開催となる平成 30 年度は、「糖尿病の重症化防止」をテーマに開催する予定である。

講師などには、関連事項に高い専門的知見を有する研究者、実務家を起用する。参加予定者は 300 名である。財源は株式会社ヤクルト本社からの「栄養の日・栄養週間」の協賛金とする。

2－1－2 健康日本 21（第二次）の目標達成に向けた事業

事業内容の要旨 国は、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」を策定し、平成 25 年度から平成 34 年度までの間、推進することとしている。ここでは、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者

まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（着床（胎児期）、青壯年期、高齢期等の人の生涯における各段階）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示している。

ここで示された具体的な目標達成は、栄養・食生活と関連する事項が多く、栄養・食生活の専門職団体として、必要な事業を行う。

事業の趣旨等 健康日本 21（第二次）で取り上げているが、身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。平成30年度は、平成29年度に引き続き、2020年東京オリンピック・パラリンピック支援特別チーム事業運営委員会を設置し、ジュニアアスリートの保護者を対象に研修会を14会場程度開催する。財源は、事業収入、会費とする。

そのほか、賛助会員の協力得て具体的な事業を検討する。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

事業内容の要旨 国民の多くは、健やかな生活を願っており、このために注意していることは、日々の食生活と答える方が多数を占めている。食・栄養の専門職である「管理栄養士・栄養士」によって構成されている本会は、このような社会情勢を踏まえて、「栄養の日・栄養週間」を創設し、国民の食・栄養の課題を解決するための運動を展開する。

事業の趣旨等 8月4日を「栄養の日」、「栄養週間」を8月1日から7日までの一週間を「栄養週間」とし、この間に、管理栄養士・栄養士が活動している病院、福祉施設、社員食堂等の給食施設等で喫食者向けに、また、各都道府県栄養士会の協力を得て、各地でイベント等を開催する。「栄養・食生活」の大切さをアピールするとともに、望ましい食生活のあり方を提案する。また、実質的な初年度となることから、中央イベントを開催する。財源は、賛助会員からの協賛金、寄付金、会費とする。

2-1-4 2020年東京オリンピック・パラリンピックの食環境整備支援事業

事業内容の要旨 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、日本人だけでなく、世界中の選手が実力を十分に発揮できる食環境を整える。

事業の趣旨等 各省庁で開催される「食・栄養」に関する会議への出席や資料提供等への対応を行い、これから組織化される選手村内外の「食・栄養」に関するスタッフに管理栄養士・栄養士が積極的に加わり、食の課題を解決できる環境整備を整える。財源は、会費とする。

2-2 児童福祉施設での食育活動

事業内容の要旨 児童福祉施設給食担当者を対象として、スキムミルクを食材とした食育活動を行う。

事業の趣旨等 昨年度に引き続き、「児童福祉施設におけるクッキング講座」を福祉事業部が中

心となって開催地県栄養士会と共に20会場において開催する。

公益財団法人児童育成協会児童給食事業部との共催である。財源は、公益財団法人児童育成協会からの受託金とする。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

事業内容の要旨 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である本会は、広く国民、管理栄養士・栄養士および保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

事業の趣旨等 「日本栄養士会雑誌」は月刊誌で、年間12冊発行する。毎月の発行部数は、約52,500部である。対象読者は、購読を希望する国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者等である。

また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会ならびに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を的確に選定する。財源は、会費、賛助会員からの協賛金、購読料、広告掲載料等とする。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士は、食・栄養の専門職として、栄養の指導を通して、国民の健康増進に資することを使命にしている。この使命を達成するために、広く開かれたホームページにおいて各種情報を提供するとともにニーズを得る。

事業の趣旨等 平成30年度は、管理栄養士・栄養士の役割、使命等について、理解を深めることに重点を置き、平成29年度に引き続きホームページのリニューアルを行い運営する。管理栄養士・栄養士、国、職能団体、企業（賛助会員含む）、国民と対象別に、わかり易く情報の提供を行うために、コンテンツを開発する。管理栄養士・栄養士に向けては、現ホームページのコンテンツを主とし、ホームページ上の課題を解消し、コミュニケーションの最適化を行う。また、国民に向けては、平成29年度にローンチしたWebマガジン「ニュータス」をもって、食・栄養への認知・理解の促進を実現させる。本事業は、不特定多数である国民を主としており、財源には、会費、賛助会員からの協賛金、広告掲載料等をあてる。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

事業内容の要旨 国民は、健康づくりや、栄養問題に対して関心を持っていても、具体的にどのように対応したらよいかが不明な場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、媒体を作成する。

事業の趣旨等	国民が興味を持ち、行動変容に結びつけられるように手軽に利用できるパンフレットやリーフレット等の資料があると有益である。さらに、これらを基に管理栄養士・栄養士が国民を対象に健康支援することで、科学的に望ましい食生活の実現の可能性が高まる。そこで、「ヘルシーダイアリー」等を作成し、管理栄養士・栄養士に無償で配布する。希望者には有料でも提供する。
	資料の監修は、高い専門的知見を有する研究者、実務家および実績と定評のある管理栄養士・栄養士があたる。財源は、株式会社ヤクルト本社からの協賛金をあてる。

IV 公4事業 食環境整備事業

事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（1）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉および教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（2）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（3）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公4事業を構成するものである。

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

事業内容の要旨	プライマリ・ヘルス・ケアの考え方に基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。
----------------	--

事業の趣旨等	プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生を衛するために、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉および教育等の分野の各職種、関連学会がお互いに連携して、プライマリケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会、関連学会等と連携する。具体的には、「栄養と健康を考える有識者の会」を開催し、管理栄養士・栄養士ならびに本会の活動に関して討論し、提言をいただく予定としている。財源は会費とする。
---------------	--

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

事業内容の要旨	栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。
----------------	---------------------------

事業の趣旨等	本事業は、本会の全国栄養改善大会の場で、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、および国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰、栄養改善奨励賞、本会会
---------------	--

長表彰等がある。平成 30 年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は、栄養改善奨励資金等から拠出する。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度を取り扱う。

事業の趣旨等 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、モラルハザードを招かないよう、適宜見直しを行う。保険料の財源は会費とする。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

事業内容の要旨 制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に応えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

事業の趣旨等 制度としての管理栄養士・栄養士は、国民の食環境—国民の食事・栄養摂取にかかる環境—の人的な構成要素である。国民の食環境を整備する観点から、養成制度を含め、管理栄養士・栄養士制度の運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

管理栄養士・栄養士は、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、各種調査での健やかな生活を望む国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する姿を具現化するための活動を展開する必要がある。このためには、平成 26 年度からスタートした新しい「生涯教育制度」に基づく、業務の統一化・標準化が前提となり、その後で、「栄養の指導」の様々な分野（医療・学校給食・勤労者・行政・福祉・フリーでの活動者）で活動している専門職とその対象者が、より緊密に関われる体制、制度の構築が必要となる。

管理栄養士・栄養士のかかわる各種制度の法的整備を図るため、厚生法制に関して研究を委託している。この研究は、概ね 5 年の期間とし、平成 30 年秋までに研究成果物を製作する。

本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種の個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は報告書や諸提言などとして、ホームページ、「日本栄養士会雑誌」、他の本会の刊行物などで一般に公表される。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナ

ショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（1）発展途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（2）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（3）国際交流助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を發揮する関係にあることから、一体として公5の事業を構成するものである。

1 発展途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

事業内容の要旨 アジア諸国の栄養士制度および栄養士養成システムへの支援事業を行う。

事業の趣旨等 発展途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌している。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、ことに、先進国として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、発展途上国が注目するところである。

そこで、本会は、発展途上国および栄養士制度のない国（中国、ベトナム、カンボジア等）へ情報を提供する。

ベトナムの国立ハノイ医科大学への同国初の栄養学部開設に協力し、平成26年度から栄養士の養成を開始した。平成28年度は適任である講師の派遣や、担当教員・学生の研修の受け入れなどを、神奈川県立保健福祉大学、十文字学園女子大学等と連携・協力し、支援した。平成30年度は、ベトナム栄養士会設立の支援を予定している。財源は、会費と国際交流資金からの拠出金、賛同する事業者等からの協賛金を予定する。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

事業内容の要旨 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。栄養に関しても同様で、「栄養問題」上の課題と対応に関する共通認識と協働、連携の関係を確立する意義は大きい。そこで、国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、40か国以上が加盟）ならびにアジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、11か国以上が加盟）の活動に参加して、各国栄養士会との公流を図る。具体的事業として、（1）国際栄養士連盟ならびにアジア栄養士連盟加盟、（2）国際栄養士連盟理事会議ならびにアジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、（3）第8回アジア栄養士会議（8th Asian Congress of Dietetics ; ACD2022）開催の準備、（4）国際交流委員会の開催を行う。

事業の趣旨等 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きいため、国際栄養士連盟の活動に参加して各国栄養士会と交流を図る。また、アジア栄養士連盟常任理事国として会議に参加して各国との交流を図る。

また、2022年に第8回アジア栄養士会議（8th Asian Congress of Dietetics ; ACD2022）が日本で開催することが決まり、その準備にあたる。本事業の対象は、関連国の栄養士（栄養の指導に関する専門職）である。財源は会費、国際交流資金とする。

3 国際交流助成事業

事業内容の要旨	国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から国際交流事業を推進するため、日本国内および国外への栄養学・栄養施策等に関する研修および留学等に対して支援、助成を行う。
事業の趣旨等	栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化、同専門職の養成に関する相互支援等、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題を解決するため国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から、日本国内および国外への栄養学・栄養施策等に関する研修および留学等を希望する者に対し、必要な費用の一部を助成する。 本事業による助成希望者は公募することとし、その募集要領は、ホームページその他で一般に明らかにする。選考には、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会があたり、同委員会は、所定の基準に則り厳正に選考を行う。財源は、国際交流資金からの拠出金などを予定する。

VI その他（法人運営）に関する事業

事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をとおして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。平成30年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

1 会務運営に関する取り組み等

- 1-1 総会、理事会の適切な運営
- 1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの充実した運営
- 1-3 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

2 会員に関する取り組み等

- 2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実
- 2-2 会員活動の活性化に向けた支援活動
- 2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理
会員外である就業栄養士の発掘、支援、個々人の学習記録の管理等を行う。

3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

H30年度職域事業部事業執行計画

	全国リーダー研修事業	職域に関する技術、技能向上に関する研修事業	その他の職域専門性の向上事業	事業の企画・運営に関する会議
医療	【全国リーダー研修会】 30.4.21(土)・22(日) 文京区・東京医科歯科大学 定員:47名	【第38回食事療法学会】 31.3.2(土)・3(日) 札幌市・札幌市教育文化会館 定員:800名	【スキルアップセミナー】 30.10.27(土) 群馬県内 定員:200名 【地区リーダー研修会】 7ブロック(上半期) 各会場約20名 7ブロック(下半期) 各会場約20名	常任企画運営委員会(11回) 企画運営委員会(4回) 組織委員会(1回) 広報委員会(2回)
学校健康教育	【全国リーダー研修会】 30.11.22(木) 東京都内 定員:47名	【全国研修会】 30.11.23(金)・24(土) 東京都内 定員:約150名	【スキルアップ研修会】 日時未定 会場未定 定員:約80名	企画運営委員会(4回) 「子どもの食生活改善事業」ワーキンググループ(4回)
勤労者支援	【全国リーダー研修会】 30.10.27(土) 会場未定 定員:47名		【生涯教育研修会】 30.10.27(土) 会場未定 定員:約60名 【全国矯正栄養士研修会】 31.1.25日(金)中央区TKP八重洲 定員:70名	企画運営委員会(4回) 矯正グループ打合せ会(2回)
研究教育	【全国リーダー研修会】 日時未定 会場未定 定員:約60名	【全国研修会】 日時未定 会場未定 定員:約250名	【ブロック研修会】 H30年度より開催なし	企画運営委員会(3回)
公衆衛生	【全国リーダー研修会】 30.4.14(土) 港区・TKP新橋汐留ビジネスセンター 定員:47名	【全国研修会】(全国栄養士大会) 30.7.28(土)・29(日) 横浜市・パシフィコ横浜 定員:約170名	【新任者研修会】 日時未定 会場未定 定員:100名 【実務研修会(東・西会場)】 日時未定 会場未定	企画運営委員会(5回)
地域活動	【全国リーダー研修会】 30.11.9(金) 仙台市内予定 定員:約80名	【第36回公衆栄養活動研究会】 30.11.10(土) 仙台市内予定 定員:約200名	【地区別研修会】 関東・甲信越、東海・北陸、近畿の3ブロックにて開催予定	企画運営委員会(4回)
福祉	【全国リーダー研修会】 31.2.23(土) 東京都内 定員:47名	【全国研修会】 30.10.27(土) 江東区・東京ビッグサイト 定員:200~350名	【スキルアップ研修会】(栄養情報提供書) 30.4.23(月) 千代田区・新駿河台ビル 定員:200名 30.5.14(月) 大阪市・新大阪丸ビル 定員:150名 【児童福祉施設におけるクッキング講座】 (20都道府県20会場各会場30名予定)	企画運営委員会(3回) 地域支援活動会議(1回)